

国立市こどもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 8 月 29 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) こどもの医療費の助成に係る所得制限を撤廃するとともに、助成の範囲を高校生相当年齢までのこどもに拡大するため、条例の一部を改正するものである。

国立市こどもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

国立市こどもの医療費の助成に関する条例（平成 5 年 9 月国立市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「及び児童」を「、児童及び高校生等」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(4) 高校生等 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のうち、乳幼児及び児童以外のものをいう。

第 2 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(3) 高校生等が何人からも監護されておらず、国立市長（以下「市長」という。）が必要と認める場合の当該高校生等本人

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

第 5 条中「国立市長（以下「市長」という。）」を「市長」に改める。

第6条第1項第2号中「児童」の次に「及び高校生等」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の国立市こどもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 市長は、施行日前においても、改正後の第5条の規定による医療証の交付その他この条例を施行するために必要な準備行為を行うことができる。